

正伝佐屋空手クラブ規約

第一章 総則

第一条 (名称)

この会は正伝佐屋空手クラブ（以下単にクラブ（会）とする）という。

第二条 (所在地)

クラブは事務所を愛西市甘村井町松ノ木割175-1番地に置く。

第二章 目的と活動

第三条 (目的)

- 1、日本伝来の民族武道である空手を武道、スポーツ、医療の3つの面から民主的大衆的普及に努める。
- 2、空手を総合格技総合武道として科学的論理的に研究し向上をはかる。
- 3、各種の格技武術を研究し交流を深め共通の目的を持つ団体との友好促進に努める。

第四条 (活動)

クラブは前条の目的を実施する為に次の活動を行う。

- 1、各民族格技日本古武道空手の分野で理論にわたる研究をし武道活動の柱とする。
- 2、スポーツ分野として、棒、杖、空手、沖縄古武道競技を行う。
- 3、友誼団体との交流を深める。
- 4、錬成大会、合宿、研修等を行う。
- 5、青少年の組織化と育成に努める。

第三章 会員及びその権利、義務

第五条 (会員)

クラブの目的と活動を認めクラブ費を納め指導を受ける勤労者、青少年はすべて正会員なることができる。

第六条 (加入手続)

クラブに加入する者は責任者に申込み、認証を受ける。

第七条 (資格の喪失)

クラブ員はいずれかに該当した場合その資格を失う。

- 1、脱会したとき。
- 2、六ヶ月以上会費を納入しないとき。
- 3、除名されたとき。

第八条（権利）

会員は平等に次の権利を持つ。

- 1、この規約に定めるところの会議に出席し発言の権利をもつ。
- 2、会計帳簿の閲覧及び公開を要求すること。
- 3、規約に定める手続を経ず賞罰若しくは他のいかなる処分も受けない。

第九条（義務）

会員は平等に次の義務を負う。

- 1、規約を守りクラブの発展に協力すること。
- 2、クラブの役員に選ばれた場合正当な理由なくしてこれを拒まないこと。
- 3、所定の会費を納入すること。

第四章 会計

第十条（収入）

収入は会費、加入金、雑収入をもってあてる。

第十一条（会費免除の特例）

一ヶ月以上にわたる病気等により練習に参加できない者についてはその間会費の徴収を免除する。

第十二条（会計年度）

会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第十三条（会計報告）

前会計年度の会計報告並びに予算を説明し承認を受けなければならない。

第十五条（施行期日）

この規約は昭和58年4月1日より実施する。